

## 第5期（平成30年度から令和2年度末）東村山市障害福祉計画

（一部抜粋）

### 2 成果目標

#### （1）成果目標の設定

地域生活移行、就労支援、精神障害のある人の地域生活支援、障害児支援の提供体制といった様々な課題に対応するため、以下の項目において、国の基本指針における考え方を踏まえた上で、当市におけるこれまでの実績および実情を加味し、以下のとおり成果目標を設定します。

#### E 障害児支援の提供体制の整備等

##### 1) 児童発達支援センター

国の基本指針
平成32年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

#### 【目標】

項目	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援センター	検討	検討	検討

#### 【今後の取り組み】

国や都の動向を注視するとともに、「児童発達支援センター」を設置している市の視察等を行いながら、設置の検討をします。

##### 2) 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の基本指針
平成32年度末までに、すべての市町村において、「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### 【目標】

項目	H30年度	H31年度	H32年度
保育所等訪問支援を利用できる体制	検討	検討	検討

#### 【今後の取り組み】

利用者ニーズを適切に把握し、当市における事業実施の必要性も含めて検討していきます。